

重要事項説明書（液化石油ガス法等に基づく書面）

株式会社エコログ（以下「当社」といいます。）は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」といいます。）第 14 条およびその他の適用を受ける法令の定めに基づき、当社がお客さまと締結する液化石油ガス（以下「LP ガス」または「ガス」といいます。）の供給に関する契約（以下「LP ガス供給契約」といいます。）について、お客さまに次のとおりお知らせします。

本書に記載する内容の詳細および記載の無い事項については、当社が定める LP ガス供給約款および設備貸与約款（以下総称して「当社約款」といいます。）の定めをご確認いただき、あらかじめ同意いただくものとします。

1 LP ガスの種類について

お客さまにお届けする LP ガスは、「い号液化石油ガス」といい、家庭用および業務用に適した LP ガスです。

2 LP ガスの引渡しの方法について

- （１）ガス切れが生じないように計画した配達日に、LP ガスを充てんした容器をお届けして供給設備に接続する方法により、LP ガスをお届けいたします。なお、LP ガスをお届けする際には、お客さまの敷地内に立ち入らせていただきます。
- （２）LP ガスの供給は、供給に必要な LP ガス設備（以下に定める供給設備および消費設備ならびにその他の設備の総称をいいます。）の工事完了日に開始するものとし、工事予定日は別途当社とお客さまとの協議により定めるものとします。

3 LP ガスの計量の方法について

ガスメーターに表示されるガス通過量を計量法に基づき検針して、ご使用量をお知らせいたします。なお、定例検針日は毎月 4 日といたします。

4 料金の算定方法等について

- （１）当社の料金体系は、以下表の基本料金、従量料金、原料調整費および設備使用料等により構成されています。各料金の金額は、「エコログプロパン申込書」（以下「プロパン申込書」といいます。）またはその他の当社の所定の様式により定めるとおりです。

基本料金	保安維持費用、検針費用およびこれらに付随関連する諸費用ならびに供給設備（容器からガスメーター出口までの設備をいいます。）の貸与料金相当額を元に定める料金です。LP ガスをご使用にならなくても毎月お支払いいただきます。
従量料金	基本料金に含まれない仕入費用等を元に定め、LP ガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。従量料金単価に使用量を乗じて算出いたします。
原料調整費	次の「５ 原料調整費について」に定めるとおり、LP ガスの元売り会社のフォーミュラに応じて加減算を行う料金です。
設備使用料	当社からお客さまに対する消費設備（ガスメーター出口から燃焼機器までの設備をいいます。）およびその他の設備の貸与料金です。LP ガスをご使用にならなくても毎月お支払いいただきます。
その他	上記の料金の他、当社約款および LP ガス供給契約に定める工事費や保証金、各種手数料等をお支払いいただくことがあります。

- （２）各料金の支払方法は以下のとおりとし、プロパン申込書またはその他の当社の所定の様式により定めるものとします。

クレジットカード払い	お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払う方法とします。この場合、クレジットカード決済日は、お客さまに支払義務が生じた日以降の当社の任意の日とし、支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。
口座振替払い	お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えることにより支払う方法とします。この場合、支払期日は、支払い義務発生日の翌月 26 日といたします。
コンビニ払込票による支払い	お客さまがコンビニ払込票によって支払う場合、支払期日は、支払い義務発生日の翌月末日といたします。なお、事務手数料として、支払い 1 回あたり 550 円（税込）をお客さまにご負担いただきます。
事前に定めた方法によるお支払いが確認できない場合のご対応	事前に定めた方法によるお支払いが確認できない場合に、いずれかの方法でお支払いいただくことがあります。この場合、それぞれ以下の事務手数料をお客さまにご負担いただきます。 ・コンビニ払込票による支払い：支払い 1 回あたり 550 円（税込） ・PayPay もしくは LINEPay による支払い：支払い 1 回あたり 550 円（税込）

既存請求合算	お客さまが、当社が提供する他のサービスを利用している場合であって、当社が認めた場合は、当該サービスの料金等の支払いに合算することにより、同一の支払方法によることができます。
請求・収納代行	当社は、お客さまへの料金等の請求・収納業務を第三者に委託する場合があります。この場合のお客さまの支払方法は、別途個別に定めるものとします。
その他	上記の他、当社が認め、または別途指定する場合は、その他の方法によるものとします。

- (3) 料金は、原則として、毎月 4 日締め翌月末日までにお支払いいただきます。ただし、別途定めるものについては、当社の指定する期日まで、当社の指定する方法によりお支払いいただきます。
- (4) 当社は、LP ガスの輸入価格、ポンベの原材料価格または配送費用の変動等その他の理由により当社が必要と判断した場合には、料金の改定（単価・算出方法の変更等その他のお客さまの料金に関わる変更をいいます。）を行うことがあります。この場合、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知いたします。
- (5) 期日までに各料金をお支払いいただけない場合、LP ガスの供給を停止させていただくことがあります。また、支払期日の翌日から完済の日までの期間の日数に応じて、その算定の対象となる各料金の金額に年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額の遅延損害金を申し受けることがあります。

5 原料調整費について

- (1) ガス料金につき、以下に定義する原料調整単価に応じて、以下に定めるとおり原料調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、当社は、当社の裁量により、下記の原料調整費(還元)および原料調整費(請求)について、(5)にて定める対応を行うことができるものとします。

原料調整単価	原料調整費の還元	原料調整費の追加請求
LP ガス元売り三社各社の 5 年分のフォーミュラの平均値（以下「フォーミュラ平均値」といいます。）に〔1 + 消費税率〕を乗じた数値といたします。なお、端数は小数第 3 位以下を切り捨てます。	当月の原料調整単価が、当社が定める還元基準単価を下回った場合、ガス料金から、(3)に定める原料調整費（還元）を差し引くものといたします。	当月の原料調整単価が、当社が定める追加請求基準単価を上回った場合、ガス料金に、(3)に定める原料調整費（追加請求）を加えるものといたします。

※LP ガス元売り三社とは、アストモスエネルギー株式会社、ENEOS グローブ株式会社および株式会社ジャパンガスエナジーをいいます。

※フォーミュラの算定式は〔（合成 CP×70%+前月 MB（調達経費含）×30%）×TTS+プレート+石油石炭税〕（※各用語の定義はエコログプロパン料金表に定めるとおりです。）であり、LP ガス元売り三社が算定する金額を適用するものとします。なお、産気率に基づき、単位を円/m³とする数値に別途換算いたします。

- (2) 還元基準単価および追加請求基準単価は、エコログプロパン料金表にて定めます。当社は、毎月 1 日時点において、還元基準単価および追加請求基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、この場合、改定日以降に算定期間が開始するガス料金から、改定後の還元基準単価および追加請求基準単価により算定する原料調整費の適用を開始するものといたします。
- (3) 原料調整費は以下の算式により算定された金額といたします。なお、原料調整費の端数は、小数第 1 位以下を四捨五入いたします。

原料調整費（還元）	$(\text{還元基準単価} - \text{原料調整単価}) \times \text{ガス使用量 (m}^3\text{)}$
原料調整費（追加請求）	$(\text{原料調整単価} - \text{追加請求基準単価}) \times \text{ガス使用量 (m}^3\text{)}$

- (4) 原料調整費の還元または請求は、ガスの供給開始日の属する算定期間を 1 ヶ月目として、13 ヶ月目以降の算定期間のガスの料金に適用するものとします。N 月の検針日の翌日から N+1 月の検針日までの期間において使用されるガスの料金（以下、本項において「対象ガス料金」といいます。）に適用される原料調整費の還元または請求は、対象ガス料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、原料調整費の還元額が対象ガス料金の請求金額を超過する場合、当該超過分を次月のガス料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。
- (5) 当社は、(4)にかかわらず、当社の裁量により、原料調整費(還元)および原料調整費(追加請求)について、事前に当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することで、以下対応を行うことができるものとします。
- ・原料調整費の一部または全部について、追加請求を行わないこと。
 - ・原料調整費の一部または全部について、還元または追加請求を分割にて行うこと。なお、分割後の還元額が各月のガス料金の請求金額を超過する場合、当該超過分を次月のガス料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。
- (6) LP ガス供給契約が終了する場合、当社は、LP ガス供給契約が終了した日時点において還元または請求していない原料調整費の合計金額（以下「未履行調整費額」といいます。）を、(4)および(5)の定めにかかわらず、最終のガス料金の請求時に一括して還元または請求いた

します。なお、未履行調整費額を還元する場合で、かつ未履行調整費額が最終のガス料金の請求金額を超過した場合の当該超過額の清算は、LP ガス供給約款 23（保証金）(7)(8)の定めを準用し行います。

6 LP ガス設備の管理の方法について

（１）お客さまの保安責任

お客さまが LP ガスをご使用になる際には、当社がお渡しする周知文書記載の注意事項を遵守してください。お客さまは、消費設備をお客さまの責任において維持管理し、また、善良なる管理者としての注意をもって LP ガス設備を使用するものとします。お客さまが LP ガス機器を新たに設置される場合は、安全管理の観点から必ず当社にご連絡ください。また、お客さまは、当社に対する事前のご連絡及び当社の事前の承諾無く、LP ガス設備の位置替え・改造等の変更または撤去等をおこなってはならないものとし、LP ガス設備について変更、移動、破損、盗難または紛失等の損害が生じた場合またはそのおそれがある場合は、直ちに当社に連絡するものとします。お客さまが本号の定めを遵守されなかった場合にお客さまに生じた損害につき、当社は一切責任を負いません。

（２）当社の保安責任

当社は、供給設備を当社の責任において維持管理し、また、液化石油ガス法の定めるところにより、供給設備および消費設備について点検・調査および緊急時の応急の措置等を行う保安責任を負います。

7 LP ガス設備の点検・調査の方法および事故防止のお知らせについて

- （１）供給設備および消費設備の点検・調査等その他の保安業務は、保安業務区分ごとに本書内に記載する保安機関（当社の保安業務の委託先）が責任をもって実施します。保安機関の変更はその都度お知らせします。
- （２）当社または保安機関は、保安業務のために、お客さまの敷地および室内に立ち入らせていただきます。お客さまから立入りを拒否された場合には、点検・調査拒否として処理させていただきます。
- （３）ご不在等により点検・調査を実施できない場合、その旨を書面の交付等その他の当社が適当と判断する方法によりお客さまにお知らせいたしますので、お客さまのご都合の良い点検・調査希望日をご連絡ください。なお、当社または保安機関が 3 回訪問しても点検・調査を実施できない場合は、訪問を停止することがあります。この場合、お客さまの LP ガス設備が技術上の基準に適合しているか確認が取れませんので、お客さま自身が自己責任で管理・使用されますようお願いいたします。引き続き点検・調査を希望するお客さまは当社までご連絡ください。なお、当社は、お客さまの安全確保のために、やむを得ず点検・調査を行えるまでの間、LP ガスの供給を停止する場合があります。
- （４）消費設備の調査の結果、改善すべき箇所が発見された場合には、消費設備の技術上の基準に適合するようにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果を遅滞なくご通知いたしますので、すみやかに改善をお願いします。
- （５）供給設備および消費設備の点検・調査の結果、事故につながる恐れのある欠陥箇所が発見された場合、欠陥箇所が改善されるまでの間、設備の使用禁止または LP ガスの供給の一時停止の措置を行うことがあります。
- （６）お客さまが点検・調査を拒否された場合、または、調査の結果に基づきお客さまに通知した改善措置を講じられなかった場合、当社は、事故による損害や、設備の使用禁止または LP ガス供給の停止等の措置を行ったことによる損害につき、一切責任を負いません。

8 保安機関の名称等および保安業務の内容について

保安機関の名称、所在地および連絡先電話番号ならびに保安業務区分ごとの保安業務の内容は別紙のとおりです。

9 LP ガス設備の所有関係・貸与について

- （１）LP ガス設備のうち、当社または当社に貸与等を行う第三者が所有し、お客さまに貸与する LP ガス設備は、プロパン申込書またはその他の当社の所定の様式により定めるとおりとします。なお、当社が販売する LP ガス設備をお客さまが購入し、所有される場合は、別途当社の設備購入申込書および設備購入約款の定めによるものとします。
- （２）供給設備の貸与期間は、当該設備の設置日から法令に基づく使用期限日までとし、当社は、供給設備が使用期限日を迎える前に都度、新しい設備に交換するものとします。なお、交換後の供給設備の貸与期間は、交換をおこなった日から当該設備が使用期限日を迎えるまでとし、以降も同様とします。
- （３）消費設備またはその他の設備の貸与期間は、LP ガス設備の貸与契約（以下「設備貸与契約」といいます。）において一括してまたは設備ごとに個別に定めるものとします。なお、個別の貸与期間の満了をもって、当該設備の貸与は終了するものとし、このとき、別段の合意が無い限り、お客さまは当該設備を無償で譲り受けるものとします。
- （４）お客さまは、当社が貸与する LP ガス設備について、本書に別に記載する他、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - ・当社の事前の承諾無く、LP ガス設備を利用して当社以外の LP ガス販売事業者から LP ガスの供給を受ける行為。
 - ・当社の事前の承諾無く、LP ガス設備を第三者に譲渡、売却、転貸または担保差し入れ等一切の処分を行う行為。
 - ・その他、当社約款の定め違反する行為。

10 LP ガス設備の設置、変更、修繕および撤去に要する費用の負担について

- (1) LP ガス設備の設置、位置替え等の変更または撤去等は、お客さまの費用負担により実施するものとし、お客さまは、当社が定める工事費等を支払うものとします。ただし、LP ガスの供給開始時に設置するものに限り、当社がお客さまに貸与する供給設備の設置に係る費用は LP ガスの基本料金に含まれ、当社がお客さまに貸与する消費設備およびその他の設備の設置に係る費用は、当該消費設備およびその他の設備の設備使用料に含まれるものとします。
- (2) LP ガス設備の修繕費は、各設備を当社がお客さまに貸与する場合は当社が、それ以外の場合はお客さまが負担することを原則といたします。ただし、各設備を当社がお客さまに貸与する場合であっても、各設備の故障等がお客さまの責に帰すべき事由による場合は、その修繕費はお客さまが負担するものといたします。

11 契約の終了について

- (1) お客さまは LP ガス供給契約または設備貸与契約を解約しようとする場合、電話または電磁的方法等により、解約希望日の 5 営業日前までに、お客さまご自身で当社に申し入れるものとします。
- (2) お客さまが、すでに転居されている等、明らかに LP ガスや LP ガス設備の使用を廃止したと認められるときは、当社は LP ガスの供給および LP ガス設備の貸与を終了するための措置をとり、LP ガス供給契約および設備貸与契約を解約することがあります。
- (3) 当社は、LP ガス供給約款に定める事由により LP ガスの供給の継続が困難な場合には、お客さまに通知することによって、LP ガス供給契約を解約することがあります。
- (4) 当社は、以下の事由およびその他の LP ガス供給約款に定める事由により、LP ガスの供給を停止することができるものとし、LP ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、お客さまに通知することによって、LP ガス供給契約を解約することがあります。なお、LP ガスの供給を停止されたお客さまがその理由となった事実を解消したことをもって当社が供給を再開する場合、1 回あたり 3,300 円（税込）の開栓手数料をお客さまにお支払いいただきます。
 - ・支払期日を経過し、当社が料金の支払いを催促したにもかかわらず、なお料金の支払いがない場合。
 - ・当社または当社の委託先が行う工事や保安業務その他の作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合。
 - ・ガスを不正に使用した場合、または不正に使用しようとしたと明らかに認められる場合。
 - ・LP ガス設備を故意に損傷し、または失わせて、当社に損害を与えた場合。
 - ・その他お客さまが当社約款に違反し、または違反するおそれがある場合。
- (5) 前各号の他、当社は、1 ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、LP ガス供給契約または設備貸与契約を解約することができるものとします。
- (6) お客さまの LP ガス供給契約が終了した場合、その終了事由の如何を問わず、当該契約の終了をもって設備貸与契約も当然に終了するものとします。
- (7) 当社からお客さまに対する供給設備の設備貸与契約が終了した場合、別段の合意が無い限り、その終了事由の如何を問わず、当該契約の終了をもって LP ガス供給契約も当然に終了するものとします。
- (8) エコログプロパン H プランにお申し込みのお客さまで、当社が提供する電気供給サービス「エコログ Denki ファミリープラン」または「エコログ Denki オール電化プラン」にお申し込みのお客さまは、理由の如何を問わず、エコログ Denki ファミリープランまたはエコログ Denki オール電化プランに係る電気の供給契約が終了した場合、当社が別途認める場合を除き、エコログプロパン H プランに係る LP ガス供給契約も終了するものとし、お客さまはあらかじめこれを承諾して、エコログプロパン H プランに係る LP ガス供給契約とともにエコログ Denki ファミリープランまたはエコログ Denki オール電化プランに係る電気の供給契約を締結するものとします。
- (9) 当社は、LP ガス供給契約の解約時には、その解約の事由または時期にかかわらず、1LP ガス供給契約につき 1,100 円（税込）の解約事務手数料をお客さまにお支払いいただきます。

12 設備貸与契約終了時の LP ガス設備の取り扱いについて

- (1) 設備貸与契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、お客さまは、別途当社とお客さまの協議により決定する方法及び期日にて、お客さまの費用負担により供給設備を撤去し、当社に返却する義務を負うものとします。なお、当社が供給設備の撤去作業を行う場合、当社の別段の定めが無い限り、お客さまは撤去作業 1 回あたり 16,500 円（税込）を、当社が指定する方法及び期日にて支払うものとします。
- (2) 消費設備またはその他の設備の貸与期間中に設備貸与契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、お客さまは、以下算定式により算出する金額の買取価格をもって各設備を買い取る義務を負い、当社は、当該設備の撤去義務を負わないものとします。なお、このとき、お客さまの支払期日は最終の設備使用料の支払期日と同日とし、支払方法等その他の支払いに関する事項は、設備使用料の支払い

に関する定めに準じるものとします。

買取価格 = $A - A \times \text{貸与期間の経過月数} \div \text{貸与期間の総月数}$

※A：貸与開始時にお客さまに提示する当該設備の価格

- (3) お客さまが買い取りまたは譲り受けを行う消費設備またはその他の設備の所有権は、設備貸与契約に基づきお客さまが当社に対して負う支払債務の全額を当社に支払った時点で、お客さまに移転するものとします。
- (4) 当社は、設備貸与契約終了後においても、供給設備については供給設備が撤去されるまでの間、消費設備またはその他の設備についてはその所有権がお客さまに移転するまでの間、それぞれ設置先住所への設置を継続することができるものとします。

13 緊急時の連絡先について

ガス漏れなどの緊急時には、本書に記載する当社または保安機関の各連絡先までご連絡ください。

14 防災についてのお願い

(1) 火災発生の場合

火災が発生した場合は、直ちに容器バルブを閉めて、消防署員等の関係者に容器の位置をお知らせいただき、当社にもご連絡をお願いいたします。また、近隣で火災が発生した場合も同様といたします。

(2) 地震発生の場合

地震が発生した場合は、まずは身の安全を確保し、揺れが収まってから慌てずに使用中の火を消し、容器バルブを閉めるようお願いいたします。なお、大きな地震が発生した場合には、ガス配管やガス機器からのガス漏れのおそれがあるため、保安機関の点検を受けてからのご使用をお願いいたします。

(3) 水害のおそれがある場合

水害の発生またはそのおそれがある場合は、容器等が流されないようしっかりと固定されているかをお確かめください。

流されるおそれがある場合は、当社にご連絡をお願いいたします。

なお、水害によって容器、調整器、メーター、配管等が冠水した場合は、保安機関の点検を受けてからのご使用をお願いいたします。

15 付帯サービス内容及び料金等

お客さまは、ガスプランの種別に応じて、以下の付帯サービスを利用することができます。

サポートバック	イ Bプランのお客さまは、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P」といいます。）が提供する「オフィスサポートバック」または「店舗サポートバック」（以下、総称して「サポートバック」といいます。）を無料期間付きで利用することができます。なお、サポートバックの利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。 ロ サポートバックのサービス内容は、匠 W&P が定める「オフィスサポートバック利用規約」または「店舗サポートバック利用規約」（以下「サポートバック利用規約」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまはサポートバックの利用にあたり、当該サポートバック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。 ハ サポートバックの利用開始日は、サポートバック利用規約の定めにかかわらず、LP ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。 ニ お客さまは、お客さまと匠 W&P との間のサポートバックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、および、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P および当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。 ホ 付帯サービス料金は、ハに定めるサポートバックの利用開始日が属する月から起算して 3 ヶ月目までは無料、4 ヶ月目以降は月額 4,378 円（税込）とします。なお、当該無料期間は、LP ガス供給契約のお申込み時にサポートバックの付帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。 ヘ お客さまは、契約期間中であっても、サポートバック利用規約の規定に基づいてサポートバックの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した付帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとしてサポートバックを契約する場合には、ホに定める無料期間は適用されないものとします。 ト お客さまと当社との LP ガス供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間のサポートバックの利用契約は、サポートバック利用規約の規定にかかわらず、当該 LP ガス供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、サポートバックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代
---------	--

	行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。
設備メンテナンスサービス	イ Bプランのお客さまは、当社が提供する「設備メンテナンスサービス」を無料期間付きで利用することができます。 ロ 設備メンテナンスサービスのサービス内容は、当社が定める「設備メンテナンスサービス利用約款」（以下「設備メンテナンスサービス利用約款」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまは設備メンテナンスサービスの利用にあたり、当該設備メンテナンスサービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。 ハ 設備メンテナンスサービスの利用開始日は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めにかかわらず、LP ガスの供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。 ニ 附帯サービス料金（月額利用料を指し、メンテナンス対応個別料金等その他の料金は、設備メンテナンスサービス利用約款に定めるとおり別途発生します。）は、ハに定める設備メンテナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して 3 ヶ月目までは無料、4 ヶ月目以降は月額 4,378 円（税込）とします。なお、当該無料期間は、LP ガス供給契約のお申込み時に設備メンテナンスサービスの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。 ホ お客さまは、契約期間中であっても、設備メンテナンスサービス利用約款の規定に基づいて設備メンテナンスサービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして設備メンテナンスサービスを契約する場合には、ニに定める無料期間は適用されないものとします。 ヘ お客さまと当社との LP ガス供給契約が終了した場合でも、設備メンテナンスサービスの利用契約およびニに定める無料期間は有効に存続します。お客さまは、設備メンテナンスサービスの利用を終了する場合は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めに基づき、当社へ通知するものとします。

16 その他

- (1) 当社は、液化石油ガス法等その他の関係法令に基づく書面交付については、当該関係法令にて許容される限りにおいて、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うことができるものとし、お客さまはあらかじめこれを承諾するものとします。
- (2) お客さまは、当社が LP ガス供給契約または設備貸与契約の履行に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）の規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

■LP ガス販売事業者

事業者名：株式会社エコログ

代表取締役：阿久津 正

販売事業所

・本社

住所：〒171-0021 東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号

・中部支店

住所：〒497-0044 愛知県海部郡蟹江町蟹江新田中地 25

お問い合わせ窓口：0120-440-780 受付時間 10：00-18：00(月～土) ※日曜・祝日は非営業日

■個人情報の取り扱いについて

当社は、LP ガス供給の申し込みの受付、工事、保安点検等の際に、お客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号、ガス器具種類等〕の提供を受け、提供いただいた個人情報を、当社のプライバシーポリシーに定める他、次のとおり利用することができるものとし、お客さまにはあらかじめこれを承諾いただくものとします。

- ・当社による LP ガス供給業務（配送・検針等）、設備工事及び保安の確保等その他の LP ガス供給に関する一切の業務へ利用すること。
- ・LP ガス供給業務を円滑に遂行するため LP ガス配送会社、LP ガス設備の保安点検会社、LP ガス設備工事会社、情報処理会社等その他の業務委託先（委託先が数次にわたる場合はそのすべてを含むものとします。）等に対し、各業務に必要な範囲で開示し、利用させること。ただし、この場合には、当社は委託先に対し、個人情報の取り扱いに関する適切な監督を行います。
- ・当社および当社グループ会社(当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。)、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもとと利用すること、および当該利用のために提供すること。

・法令に基づき行政機関から情報開示の要請があった場合に、その目的の如何を問わず当該行政機関等へ開示、提供すること。

お客さまの個人情報を開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとします。なお、開示・提供方法は、原則としてASPサービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供とします。

当社が所有するお客さまの個人情報について、開示・訂正等その他のご希望やお問い合わせがある場合は、当社までお知らせください。

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客さまおよび個人のお客さまのうち営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客さまは除きます。）

1.お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書を受領された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）による通知を発した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。

2.この場合、

- ① 当社は申し込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償および違約金の支払いを請求いたしません。
- ② 既に契約に基づき LP ガスが提供されたときにおいても、当社は当該 LP ガスに係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- ③ お客さまがすでに対価の一部または全部を支払っている場合は、当社は速やかにその全額を返還いたします。
- ④ お客さまは、契約に係る LP ガスの提供に伴いお客さま等（特定商取引に関する法律第 9 条第 1 項または同法第 24 条第 1 項の申込者等をいいます。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、お客さまは、当社が交付したクーリング・オフ妨害の解消のための書面をお客さまが受領した日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。

4.クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面または電磁的記録（電子メール等）にてご送付ください。なお、E メールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は当社のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

名称：株式会社エコログ 受付窓口 住所：〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1 丁目 4-10 E メール info@eco-log.co.jp

別紙

保安機関の名称等および保安業務の内容について

保安機関の名称、所在地および連絡先電話番号ならびに保安業務区分ごとの保安業務の内容は以下のとおりです。

保安機関				
	保安業務区分	保安業務の実施者（保安機関）の名称	所在地	電話番号
1	供給開始時点検・調査			
2	容器交換時等供給設備点検			
3	定期供給設備点検			
4	定期消費設備調査			
5	周知			
6	緊急時対応			
7	緊急時連絡			

LP ガス保安業務	
保安業務区分	保安業務の内容
①供給開始時点検・調査	ガスの利用を開始される時（供給開始時）に供給設備・消費設備の点検と調査を行います。
②容器交換時等供給設備点検	容器交換時または検針時に供給設備の点検を行います。
③定期供給設備点検	4 年（設備によって 6 ヶ月、1 年、2 年）ごとに供給設備の点検を行います。
④定期消費設備調査	4 年（地下室は 1 年）ごとに消費設備の調査を行います。
⑤周知	供給開始時および 2 年ごとに LP ガスの使用に伴う危険発生防止のために必要な事項をお知らせします。 ただし、屋内設置の風呂釜で不完全燃焼防止装置または立消え安全装置が付いていない器具および屋内設置の湯沸器を使うお客さまには 1 年ごとに実施します。
⑥緊急時対応	LP ガスに関する災害発生または災害発生の恐れがあることを知った場合に、連絡及び出動して措置をとります。
⑦緊急時連絡	LP ガスに関する災害発生または災害発生の恐れがあることを知った場合に、連絡対応を行います。なお、集中監視システムは、お客さま宅のガス漏れ等を 24 時間監視します。